＊＊＊＊申込みから入所までの流れ（町内保育所等）＊＊＊＊

第１次申込みの受付　　締め切り：令和８年１１月３０日(月)
・原則、年度途中の転園はできませんので、事前の施設見学をオススメします。
・全ての必要書類をそろえて、各庁舎の総合窓口または子育て福祉課へ提出してください。

第１次　入所選考・利用調整

第１次　利用調整・入所選考結果　　内定通知【２月上旬】※1

入所内定の場合

◇町より「内定通知書」を送付します。
・施設より面談について連絡があります。

入所保留の場合

◇申込み書裏面の**待機する意思「無」選択の場合**
町より「入所不承諾通知書」を送付します。

◇申込み書裏面の**待機する意思「有」選択の場合**
町より「入所保留通知書」を送付します。
・希望園の変更や追加については再度申込み書のご提出が必要です。

第２次申込みの受付　　締め切り：令和９年１月２９日(金)

第２次利用調整・入所選考結果　　内定通知【３月上旬】

入所内定の場合

◇町より「内定通知書」を送付します。
・施設より面談について連絡があります。

入所保留の場合

◇申込み書裏面の**待機する意思「無」選択の場合**
町より「入所不承諾通知書」を送付します。

◇申込み書裏面の**待機する意思「有」選択の場合**
町より「入所保留通知書」を送付します（第１次保留通知者を除く）。
・６月以降も継続して入所調整（年度末まで）**※2**

面談・入所準備の説明
・施設からの利用説明があり、契約となります。

◇利用辞退があった場合は随時入所調整を行います。

入所、保育料の通知
◇町より「入所承諾書」「保育料決定通知書」「支給認定証」を送付します。

※1　町外保育所等を優先して希望している場合、入所の可否は施設が所在する市町村が行いますので、町内施設の内定通知より遅れる場合があります。
※2　６月以降の調整結果のご連絡は、中途で入所可能となり、内定した場合のみ行います。
※3　入所内定後でも、入所の前に転出された場合は、その内定を取り消す場合があります。また、入所後に転出された場合、年度末までのお預かりとなる場合があります。
※4　町外居住者の方については、第２次利用調整後に結果をお知らせいたします。